

**PART・II 会員・会費制度の目的と位置づけ
(現状分析)**

これからの社協の事業運営の中で、会員・会費制度をどのように位置づけ、推進していくかを考えるにあたっては、まず現在の社協において、会員・会費制度が実際にどのような機能を果たしているか（あるいは果たすことを期待されているか）を分析することが必要です。

ワーキングメンバーやヒアリングを行った社協（新宿区社協、世田谷区社協）の現状報告からは、主に、会員・会費制度は以下のような機能や役割を果たし、あるいはそれを期待されていることがわかりました。

〔会員・会費制度に期待される機能〕 ～多くの社協で追求されている機能・役割

- A 地域福祉や社協事業に対する理解の輪を広げるためのもの 【情報提供・普及啓発機能】
- B 社協事業や地域福祉活動の経営・運営面での参画を図るもの 【経営・運営参画促進機能】
- C 地域福祉や社協事業への活動参加を促進するためのもの 【地域福祉への参加促進機能】
- D 会員相互の情報交換や連携から地域福祉推進ネットワークの構築を図るもの 【福祉ネットワーク形成機能】
- E 社協事業や地域福祉に対する財政的な支援をお願いするもの 【寄付・賛助依頼機能】
- F 特典の付与等により社協が実施するサービスの利用や催しへの参加を促すもの 【サービス利用促進機能】

多くの社協の会員・会費制度は、多かれ少なかれ上記の機能を併せ持つものと思われませんが、通常、〔個人会員〕ではAやCやF、〔団体会員〕ではBやD、〔賛助会員〕ではEの機能が重視されているといえます。

このような多様な機能性こそが社協の会員・会費制度の大きな特徴といえますが、それは裏を返せば「わかりにくさ」や「目的や方針の不明確さ」にもつながっているといえるでしょう。

では、そもそも法律や規程などで定められている会員・会費制度はどのようになっているのでしょうか。

〔規程等における位置づけ〕

- ② **社会福祉法 109 条**では、区市町村社協は「区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、（中略）社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。」と規定されており、これが社協における会員制度の法的な根拠と言われている。
- ② 社協の基本的な性格や機能を定める「**新・社会福祉協議会基本要項**」（平成4年）では、≪会員＝社協組織の構成員≫と位置づけた上で、会員制度を大きく「住民組織」と「福祉や関連分野の関係者」に分けて捉えている。そしてそのいずれの会員も、社協の構成員として、さまざまな場面で社協の運営に参画し、協力する存在として位置づけられている。また、これとは別に「賛助会員」は、社協の構成員ではなく、財源確保や社会福祉への理解の醸成を図るものとされている。
- ② 社協の基本理念や方針を定める「**法人社協モデル定款**」（平成17年）においては、「会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする」と規定されている。

➡ 以上の法規程からは、社協にとっての会員は、社協に参加し、社協を作っていく「組織的な構成員」として位置づけられているものと考えられます。そしてそれとは別に（あるいはそれに付加する形で）、社協を財政的に支援する存在として捉えているといえます。

このように、会員・会費制度の法的・制度的な位置づけは、上記の区市町村社協における現実の位置づけや期待とは必ずしも一致していないと思われます（BやDが中心であり、AやCがあまり重視されていない）。

したがって私たちは、法制度上の位置づけをふまつつも、これからの地域福祉において社協が果たすべき役割を見定めた上で、それにふさわしい会員・会費制度のあり方を確立していくことが必要です。